令和６年３月発行
No. 46

# 町屋二・三・四丁目地区防災まちづくり
# まちやタイムす

発　　行：町屋二・三・四丁目地区防災まちづくり協議会
荒川区 防災都市づくり部 住まい街づくり課
編集協力：株式会社 地域計画連合

## 町屋二・三・四丁目地区　防災まちづくり協議会
## 令和５年度の活動報告

町屋二・三・四丁目地区防災まちづくり協議会では、本地区のまちづくりの目標である『安全で住みよい、暮らしよいまち』の実現に向け、様々な取り組みを行っています。

令和５年度の第１回協議会では､「自分たちの命を守る道路づくり」に関わる取り組みとして、幅員６ｍへの拡幅を進めている**優先整備路線（Ｄ号線）の通称名の募集方法を検討**し、イベント「道路の名前を考えるスタンプラリー第２弾」を実施することが決定しました。

８月２７日に実施したイベントでは、優先整備路線（Ｄ号線）を歩くスタンプラリー、防災資機材の展示のほか、尾久消防署の方にもご協力いただき、関東大震災に関するパネル展示等も行いました。

第１回協議会（８月１０日）

スタンプラリーの様子

尾久消防署による展示の様子

## ＼Ｄ号線の通称名が決定！／

「道路の名前を考えるスタンプラリー第２弾」にてご応募いただいた名称案の中から、通称名を決定しました。優先整備路線Ｄ号線の通称名は『四峡通り』です！

今後「まちやタイムす」における優先整備路線D号線の表記は、この通称名で表記してまいります。

皆さんからの多くの通称名案をいただきありがとうございました。この場をお借りして御礼申し上げます。

| 決定通称名 |
| --- |
| 四峡通り（よんはけ） |

### ◆今後の取り組み　～B号線の通称名募集イベントを開催！～

本地区にある４つの優先整備路線のうち、まだ通称名がないのはＢ号線のみとなりました！令和６年度に募集イベントを実施し、通称名を決定する予定です。

# 町屋二・三・四丁目における防災まちづくり事業実績　令和５年度

区での、老朽化した木造住宅が密集し、防災上課題のある地域における、災害に強いまちづくりの６つの取り組みを紹介します。

### ① 優先整備路線の拡幅整備

緊急車両の円滑な通行や安全な避難経路の確保及び火災時の延焼防止を図るため、沿道の方々のご理解・ご協力を得て、優先整備路線の拡幅整備をしています。

### ② 公園・広場等のオープンスペースの確保

ゆとりある住環境や防災性の向上を図るため、日常的な憩いの場、災害時には有効なオープンスペースとなる公園や防災スポット等を整備しています。

### ③ 老朽木造建築物の建替えを支援（次ページ参照）

### ④ 危険老朽建築物の解体を支援（次ページ参照）

### ⑤ 隣近所との協調・共同建替えを支援

無接道敷地等、単独での建替えが難しい場合の相談をお受けします。

### ⑥ 住民による防災まちづくり活動の支援

地元町会・消防署・公募等により組織している「町屋二・三・四丁目地区防災まちづくり協議会」は防災まちづくり実現のための検討活動を行っています。

# 荒川区からのお知らせ

## 不燃化特区支援事業は令和７年度までです！

**【解体費用助成】**

床面積 80 ㎡の場合
最大 2,080,000 円

**【設計・工事監理費用助成】**

床面積 110 ㎡の場合※1
1,933,000 円

**【建設工事費用助成】**

床面積 110 ㎡※1準耐火建築物に
建替えた場合 1,551,000 円

※１　１～３階合計の床面積です。
※２　金額は一例です。また、助成制度をご利用いただくには、建物の築年数等の条件があります。
※３　その他、不燃化特区の取組みとして、専門家派遣（無料）、住み替え費用助成、固定資産税等の減免等があります。詳しくは窓口へお尋ねください。

助成金の交付にあたり、令和８年１月頃までに、**建替え・解体等の工事を終えている必要があります。**

**<一般的な戸建て住宅で建替え助成を受ける場合>**

令和６年度　　令和７年度

**令和6年 8月頃まで**　　**令和8年 1月頃まで**

事前相談（専門家派遣）→ 計画・設計 仮住まい準備 → 助成金 内定手続き → 解体工事 → 建築工事 → 助成金 交付手続き

※工期は目安ですので、余裕を持ってご相談ください。**（必ず事前相談を行ってください）**

**建替えを考えるなら今です！！**

### 不燃化特区【専門家派遣支援制度】のご案内

不燃化特区内において、建替えや除却に関するお悩みの解決に向け、専門家を派遣する制度です。

**【利用できる方】** 不燃化特区内において、助成金の対象となる方

**【制度の内容】**
**時　間：**２時間
**回　数：**同一年に５回まで
**派遣先：**荒川区内

**【専門家派遣】**
弁護士、税理士、司法書士、建築士、土地家屋調査士、ファイナンシャルプランナー

建替えや除却に係る
・法律上の諸課題
・税対応、資金計画
・建替え規模･建て方　など
それぞれの専門家が相談に伺います。

# 町屋の歴史　～町屋四丁目実揚遺跡～

町屋四丁目実揚遺跡は、区内にある７か所の『周知の埋蔵文化財包蔵地』の１つです。

近年の発掘調査の成果により、この近辺で弥生時代末から古墳時代前半を中心とした周溝・溝・井戸などの跡、土師器・須恵器などの遺物が見つかり、古くから人びとの暮らしが営まれてきたことが明らかになってきました。

町屋第二児童遊園にある
史跡文化財説明板

**【お問合せ先（事務局）】**
荒川区　防災都市づくり部　住まい街づくり課（区役所北庁舎２階⑫窓口）
TEL：０３-３８０２-４３１９（直通）　担当：木下、松田